

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

2021(令和 3)年度  
社会福祉制度・予算等に関する“重点”要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
政策委員会委員長 武居 敏



全国社会福祉協議会 政策委員会を構成する組織は、以下のとおり、2021(令和 3)年度の国の施策、予算等に関する重点要望をとりまとめました。ついては、今後の予算編成や施策立案にあたって実現を図られるよう要望します。

1. **新型コロナウイルス禍において国民の生命と生活を維持するための福祉支援の継続提供に向けた支援**

- 新型コロナウイルス感染症が世界に広がり、国内では緊急事態宣言のもと経済活動が停止したこと等もあり、解雇や離職、休職などにより、生活困窮者が急増しています。全国社会福祉協議会（以下、社協）等は、生活困窮者支援を強化するため、総力をあげて緊急小口資金特例貸付等に取り組んでいます。緊急事態宣言の解除後も、経済の厳しさは長期化する様相で、セーフティネットとして生活困窮等の相談・支援に引き続き取り組んでいくことが必要不可欠です。
- さらに、社会福祉法人・福祉施設では、高齢者、障害者、児童など支援を必要とする人びとの生活を支えるために、利用者と職員等の感染予防を強化し、懸命に志をもって必要な福祉サービスの提供を継続しています。人と人との密接が避けられない対人福祉サービス職員は日々、感染に不安を感じながら、施設利用者や地域で福祉サービスを必要とする人びとに向かい合い、支援を継続しています。これらの活動が適切に実施できるよう、以下の事項を要望します。

(1) **生活困窮者の激増に対応するために相談支援体制等の拡充**

① **生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の拡充**

- 生活困窮者の増加および長期化が予想されるなか、相談支援員等の増員にかかる予算を確保するなど、生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の大幅な拡充を図ってください。

② **全国の社協の福祉活動指導員および福祉活動専門員を常勤化・増員するための財政措置**

- 新型コロナウイルス感染症に不安を抱きながらも地域で生活していくためには、新型コロナウイルス禍により分断された地域福祉活動を再編し、新しいかたちで地域福祉活動を展開していくことが不可欠です。地域住民、ボランティアやNPO、社会福祉法人等が行う民間の福祉活動を企画・調整し、実践を推進する全国の社協の福祉活

動指導員および福祉活動専門員を常勤化かつ増員する必要がある、そのための地方交付税交付金の増額を図ってください。

## (2) 個人向け緊急小口資金特例貸付等借受者への適切な支援の強化

- 3月に開始した個人向け緊急小口資金特例貸付等は、開始後2か月間で30万件と急増しており、リーマンショックを超える実績となっています。経済活動は長期的に厳しい状況にあり、借受者の大多数の生活も回復までは長い時間を要するものと見込まれます。借受者の生活実態や経済的な負担、心理的な負担などを踏まえて、適切な償還管理（免除）等を実施できるよう、より簡便な償還免除規程の策定を要望します。
- さらに、貸付から1年後には、償還・免除業務が一気に増大化します。そのための社協等における償還管理体制の整備確保と事務費の確保を要望します。

## (3) 新型コロナウイルス禍における福祉サービス継続にかかる支援の強化

- 新型コロナウイルスの影響下で福祉の支援を必要とする人びとの生命と生活の維持を図る取り組みが長期化すると想定されるなかで、各地の社会福祉施設・事業所では、これまで以上の感染予防に努めながら、福祉サービスの提供を続けることが求められます。「新しい生活様式」のなかで、福祉サービスを継続していくために、次の事項をより強化されるよう要望します。

- ◆ 社会福祉施設・事業所と医療機関との包括的な連携・協働体制の構築に向けた取り組み促進
- ◆ 福祉サービスの継続を支える福祉従事者に対するさらなる処遇改善
- ◆ マスクや消毒薬等衛生材料の優先的確保や購入のための経費の補助の継続支援
- ◆ 個室の確保、緊急一時保護等のための施設整備費の確保
- ◆ 空気清浄機やオゾン発生器などの設備整備費の確保
- ◆ 相談業務、支援会議等をWebで開催するためのIT機器などの設備整備費の確保

## (4) 民生委員・児童委員活動保険の保険料補助の増額

- 新型コロナウイルス禍にあっても、民生委員・児童委員は、地域で見守りや相談、緊急小口資金特例貸付等に関する情報提供等の支援に取り組んでいます。こうした感染リスクに対応するために、先般、委員活動において罹患した場合も、民生委員・児童委員活動保険の対象になりました。ついては、本活動保険の保険料を全額公費で負担（現行補助率1/2〔国〕）されるよう要望します。

## 2. 緊急事態に対応できる福祉人材の確保にかかる緊急対策の強化

- 新型コロナウイルス禍により、福祉は人びとの暮らしの安心、安全を守る必要不可欠な社会基盤であることがあらためて明確になりました。福祉人材が、やりがいをもって働きつづけることを可能とするとともに、今回のような緊急事態に対応していくためにも、社会福祉協議会や各社会福祉施設における職員配置の抜本的改善が必要不可欠です。ついては、以下の事項を要望します。

- ◆ 緊急小口資金特例貸付にかかる受付・償還・免除をするための社協職員の増員
- ◆ 生活困窮者自立支援制度等の相談・支援にかかる社協職員の増員
- ◆ 高齢者施設、障害（児）者施設、保育所や社会的養護関係施設等において感染者や濃厚接触者が発生した際に代替できるようあらかじめの職員配置の増
- ◆ 児童養護施設等、両親の感染により当該児を受け入れる施設や一時保護の受け入れのため感染予防隔離を要する施設に対する職員の増
- ◆ 感染予防を徹底するための看護師等の常勤配置

### 3. 災害時福祉支援活動の強化に向けた「災害福祉支援センター（仮称）」の体制整備の実現

- 近年、地震や台風・豪雨等の激甚災害が発生していることに加え、今後は新型コロナウイルスによる感染リスクにも備えていくことが必要になってきています。これまで、社協の災害ボランティアセンター、社会福祉法人・福祉施設関係者の DWAT 等により、被災者等の支援を行ってきていますが、平時から災害福祉支援体制を整備するための法制化と財源確保は、いまだ実現していません。ついては、以下の事項を要望します。

#### (1) 社会福祉法人・福祉施設関係

##### ① 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業再開、復興に向けた支援

- 被災した社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築を推進し、平時から BCP の策定や相互応援体制の構築に向けた取り組みを強化するとともに、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、復旧・復興が円滑に進められるよう、補助要件の緩和や手続きの簡素化等、さらなる支援策の強化を要望します。

##### ② 大規模災害に備えた総合的な福祉支援活動の連携の拡充

- 災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成と実効性ある活動基盤を整備するため、「災害福祉支援ネットワーク推進事業」のさらなる拡充を図るとともに、各都道府県と全国に「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を進め、全都道府県の取り組みを推進するよう要望します。

#### (2) 社会福祉協議会関係

##### ① 生活支援相談員の継続的配置と雇用条件等の向上

- 被災地の社協に配置されている生活支援相談員は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくり等を通じて、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- 被災地域では、避難生活の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然として大きいものがあります。
- 2019 年度予算から一般事業化されましたが、生活支援相談員の必要性が地方自治体に十分浸透しておらず、配置に消極的な例も見受けられます。災害発生後は、必要に応じて速やかに生活相談支援員の配置が行われるよう、都道府県および市町村に対し、生活支援相談員の役割と重要性に関する情報提供や働きかけを要望します。

## ② 緊急小口資金等借受世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- 発災後、被災地の社会福祉協議会では緊急小口資金の特例貸付（東北3県貸付決定件数6.8万件、熊本県貸付決定件数1.1万件）等を実施していますが、多くの借受世帯は生活再建の途上にあり、償還が困難となっている世帯も少なくありません。
- 借受世帯への相談・支援を継続するとともに、滞納が長期化している借受世帯の実態に即し、早期に適切な償還免除等に向けた取り組みが必要です。こうした被災地域の市町村社協では引き続き償還支援等を担う十分な職員配置が必要であり、そのための予算確保を要望します。

## ③ 大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- 大規模災害発生時に、全社協、都道府県社協、市町村社協が連携・協力し被災地の災害ボランティアセンターを設置・運営し、行政やNPOと連携・協働しながら全国から訪れるボランティアの支援活動を被災者支援につなげています。このような支援活動を緊急かつ総合的に行うために、平時からの体制整備を図るための予算確保を要望します。
- あわせて災害発生時に、効率的・効果的に災害ボランティアセンターの運営が可能となるように、ICTを活用した災害ボランティアセンターの運営支援システムの開発を要望します。
- また、令和2年度予算に計上された「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」についても、災害発生時に迅速に災害ボランティアセンターを設置・運営し、専門性のある人材や支援活動に参加する地域人材を養成していくために、大幅な拡充を要望します。

## (3) 災害救助における福祉の位置づけの明確化

- 今日、大規模災害発生時には、高齢者・障害者といった要配慮者のみならず、被災者に対する福祉関係者の支援は、その生命や健康を守るとともに、生活再建に向けて必要不可欠なものとなっています。その提供体制整備に向け、災害医療と同様に、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉の支援」を明記していただくよう要望します。
- とくに大規模災害時には、全国からの福祉関係者の応援派遣のもと、継続的な被災地支援がより必要となります。こうした活動のために、災害救助費等による公費負担を要望します。

## 4. 社会構造の変化と緊急事態に対応できる全世代型の社会保障・社会福祉制度の拡充

- さらに、2030年、2040年に向け、わが国では少子高齢化、人口減少等社会構造が変化し、福祉ニーズが高まります。新型コロナウイルス危機による地域社会の分断から、新たな地域コミュニティの創造に向けて、国民の生命と生活を維持する全世代型の社会保障・福祉制度の基盤の再構築と、新たな福祉活動の展開が急務な課題です。とりわけ、課題のある人びとへの支援など、「地域共生社会の実現」に向け、地域のなかで誰一人孤立させず、自立に向けた支援活動を強化していくことが、わが国の重要政策の課題となっています。
- 「地域共生社会の実現」を図るため、社会福祉法等の一部改正法が今国会で成立し、令和

3年4月より施行となります。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスを提供するため、社協、社会福祉法人ともに、継続して尽力していく所存です。ついては、以下の事項を要望します。

**(1) 包括的支援体制の整備に向けた実効ある取り組みの推進**

- 制度や分野を超えた個別支援、権利擁護支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動等が総合的に展開できるよう、市区町村社協の福祉活動専門員を中学校区(1万か所)ごとに正規職員として増員配置することが必要です。あわせて都道府県社協には、市区町村社協の福祉活動専門員を統括する福祉活動指導員の増員配置が必要です。このため、地方交付税交付金の福祉活動指導員・専門員設置事業費を増額していただくよう要望します(再掲)。

**(2) 社会福祉法人の公益的活動の推進と経営基盤・環境整備の強化**

- 新型コロナウイルス禍のなかにあっても、社協と社会福祉法人の連携・協働による地域生活課題の解決に資する公益的な取り組みを促進するため、小規模法人ネットワーク化による協働推進事業の拡充とともに、各福祉施設・事業所ごとに定められている人員の専従要件や資金用途制限の緩和、既存の施設・設備の柔軟な活用が可能となるよう、さらなる規制緩和を要望します。

**【要望団体】**

**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会**

(構成組織)

- 都道府県・指定都市社会福祉協議会
- 市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
- 全国民生委員児童委員連合会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- 全国保育協議会
- 全国保育士会
- 全国児童養護施設協議会
- 全国乳児福祉協議会
- 全国母子生活支援施設協議会
- 全国福祉医療施設協議会
- 全国救護施設協議会
- 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
- 全国ホームヘルパー協議会
- 日本福祉施設士会
- 全国社会福祉法人経営者協議会
- 障害関係団体連絡協議会
- 全国厚生事業団体連絡協議会
- 高齢者保健福祉団体連絡協議会
- 全国老人クラブ連合会

